

令和7年度（2025年度）熊本県公衆衛生医師紹介動画作成業務委託 企画コンペ実施要領

1 委託業務名

令和7年度（2025年度）熊本県公衆衛生医師紹介動画作成業務

2 事業の目的

県内外の医師及び医学部医学科在学生等に対し、本県の公衆衛生医師の仕事の内容や魅力等についてインターネット等を活用して広く情報発信を行い、本県への就職希望者数の増加を図ることを目的に、広報資材となる公衆衛生医師紹介動画を作成する。

3 業務内容

別紙「令和7年度（2025年度）熊本県公衆衛生医師紹介動画作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月12日（木）まで

5 委託限度額

委託限度額 640,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※企画提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

6 受託者の選定方法

公募による企画コンペ方式とする。

企画提案書等の書類による審査を行い、最も優れた提案をした者を受託候補者として選定する。

7 応募に係るスケジュール

8月 4日(月)	公募開始
8月14日(木)	質問の受付期限
8月20日(水)	参加申込書の提出期限
9月 3日(水)	企画提案書等の提出期限
：	企画提案の審査(文書審査)
9月10日(水)	業者決定
(速やかに実施)	契約内容協議、見積徴取のうえ契約締結
：	
2月12日(木)	委託契約終了(業務完了報告書提出)

8 担当部署及び書類等の提出先

熊本県健康福祉部健康福祉政策課政策班

住所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2193

メールアドレス kenkoufukushi@pref.kumamoto.lg.jp

9 参加資格要件

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 熊本県の「物品調達・業務委託契約等入札参加資格者名簿(業務区分「企画・制作」または「映画・ビデオ制作」)」に登録があること。
- (2) 熊本県内に事業所・営業所等を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 次のいずれの条件も満たす者であること。
 - ① 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - ② 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 - ③ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (8) 当該法人の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次の

②及び③に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 当該法人若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

10 質問と回答

質問の受付期間は、令和7年（2025年）8月14日（木）までとする。

質問票（様式1）を8の担当部署あてにメールで提出し、送信後、電話にて受理確認を行うこと。ただし、メール送信日が土曜日、日曜日及び祝日の場合、受理確認の電話は翌開庁日に行うこと。

なお、受付期間を超えた質疑については回答しない。

質問の内容及び回答は、熊本県ホームページに掲載し、その際、質問者は公表しないものとする。また、質問者あてには、熊本県ホームページに回答を掲載したことのみを通知するものとする。

11 企画コンペ参加申込み

企画コンペに参加を希望する者は、以下により必要書類を提出するものとする。

（1）提出物

- ア 企画コンペ参加申込書（様式2）
- イ 企画コンペ参加資格確認申請書（様式3）
- ウ 業務実績書（様式4） ※実績がない場合は提出不要

（2）提出方法及び提出先

持参、郵送又はメールにより、8の担当部署あてに提出すること。

（3）提出期限

令和7年（2025年）8月20日（水）17時必着（郵送の場合も同様）

12 企画提案書等の提出

（1）提出物及び部数

- ア 提案書 4部（正本1部、副本3部）
 - ・ 作業スケジュールと概算見積書を含む提案書（様式は自由）を、原則としてA4（縦横自由）・両面印刷・長辺綴じとし、正本にのみ表紙（様式5）

を編纂したもの。

- ・ **13(2) 審査基準**を踏まえ、動画のコンセプト、企画内容及びその理由を明確にして、企画の提案を行うこと。

なお、企画提案書の作成に当たっては、動画のラフスケッチ、イメージ画像等を積極的に使用するなど、作成する動画の内容をイメージしやすいものとする。

- ・ 提案業者名を伏せた状態で審査を実施するため、提案書の中に提案業者が特定されるような記載をしないこと。

イ 事業者の取組に関する申出書（様式6） 1部

- ・ 確認に必要な書類を添付すること。

(2) 提出方法及び提出先

持参または郵送により、**8の担当部署**あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和7年（2025年）9月3日（水） 17時必着（郵送の場合も同様）

(4) 注意事項

①以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。

- ・ 提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- ・ 提案書の様式及び作成要領に示された条件が著しく適合しないもの
- ・ 企画コンペ参加申込書又は提案書に虚偽の内容が記載されたもの
- ・ 審査委員又は関係者に企画提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合

②提出された提案書の取扱いは、以下による。

- ・ 提案書は返却しない。
- ・ 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・ 提案書は審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
- ・ 提案書は熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある。

13 受託者の選定方法

提案書の内容等について、選考委員による審査を行い、受託候補者を決定する。

(1) 審査会

受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、受託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は、熊本県職員の中から、業務の関連または業務実績を考慮し、3名を選出する。

(2) 企画提案書の審査及び企画案の選定

- ① 審査会は提案内容等について、以下の表に定める評価の視点等に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した契約候補者（以下「契約候補者」という。）として選定する。

<審査基準>

100点満点

審査項目	審査の視点	配点
事業目的の理解	● 本業務の目的及び仕様書の内容を十分理解し、適切な提案がされているか。	15
提案内容	● 熊本県公衆衛生医師の仕事の内容等を正しく説明しているか。 ● 医師及び医学部医学科在学生等に受け入れられる内容及び表現であるか。 ● 独創性に優れ、効果的な内容となっているか。	60
実施体制・スケジュール	● 事業を円滑かつ確実に実施できる体制及びスケジュールとなっているか。 ● 過去に類似の事業を実施した実績があり、本業務の実施に必要な専門性があるといえるか。	15
見積金額	● 見積金額は、企画提案書の内容に照らして適正か。	5
事業者の取り組み	① 熊本県ブライト企業の認定を受けている。	1
	② 障害者支援施設等から物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)がある。	1
	③ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等を受けている、または、④森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)がある。	1
	⑤ 熊本県SDGs登録制度に登録している。	1
	⑥ パートナリシップ構築宣言をポータルサイトに登録していること	1

- ② 選考委員の持ち点は100点とし、合計点は100点×3人＝300点とする。なお、選考委員の平均点数が50点以下の場合是不採用とする。
- ③ 最高得点で、同点の企画が複数出た場合、1位を選定した選考委員の多い企画から順に契約候補者、次点者を決定する。
- ④ 審査の結果については、採用・不採用に関わらず、速やかに文書にて通知を行う。
- ⑤ 審査の終了後、参加事業者から電話等での問合せがあった場合には、問合せ者の順位及び合計点数について回答するが、他のコンペ参加者、評価点、選定理由等は公表しない。
- ⑥ 契約候補者が、9の参加資格要件に該当しないことが判明した場合又は契約

を辞退した場合は、次点者を契約候補者とする。

14 委託契約の締結

県は契約候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

15 契約保証金

契約しようとする者は、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

16 その他

- ・ 企画コンペ参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した参加辞退届（様式7）を提出すること。
- ・ 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

17 問合せ先

熊本県健康福祉部健康福祉政策課政策班 （担当）黒田

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号（県庁新館3階）

電話番号 096-333-2193

メールアドレス kenkoufukushi@pref.kumamoto.lg.jp